

第4章 障がい福祉サービス等の見込み

1. 障がい福祉サービスの見込量

(1) 訪問系サービス

身体に障がいのある人、知的障がいのある人、精神障がいのある人で、日常生活を営むのに支障がある場合、入浴、排せつ、食事の介護など、居宅での生活全般にわたる「居宅介護（ホームヘルプ）」を提供します。

重度の肢体不自由者を対象に、居宅における介護から外出時の移動支援までを行う総合的なサービスである「重度訪問介護」を提供します。

知的・精神障がいにより行動上著しく困難があり、常時介護を要する人に対して、行動の際に生じ得る危険を回避するために必要な援護や外出時における移動中の介護など、「行動援護」を提供します。

視覚障がいにより、移動に著しい困難がある障がいのある人等に対して、外出移動における必要な情報を提供するとともに、移動の援護を行う「同行援護」を提供します。

常時介護を要する重度障がいのある人を対象に、居宅介護をはじめ福祉サービスを包括的に提供する「重度障害者等包括支援」については、これまで利用実績がなかったことから、今後も利用者が見込まれないと予想されます。

■訪問系サービス見込み

単位：時間・人／月

区 分	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
居宅介護	2,772 時間分 (87 人分)	3,059 時間分 (96 人分)	3,377 時間分 (106 人分)
重度訪問介護	128 時間分 (1 人分)	128 時間分 (1 人分)	128 時間分 (1 人分)
行動援護	313 時間分 (20 人分)	345 時間分 (22 人分)	376 時間分 (24 人分)
同行援護	1,080 時間分 (18 人分)	1,200 時間分 (20 人分)	1,320 時間分 (22 人分)
重度障害者等包括支援	0 時間分 (0 人分)	0 時間分 (0 人分)	0 時間分 (0 人分)
訪問系計	4,293 時間分 (126 人分)	4,732 時間分 (139 人分)	5,201 時間分 (153 人分)

見込量確保のための方策

訪問系サービスについては、障がいのある人の地域生活を支えるのに大変重要なサービスとなります。そのため、サービスを必要とする障がいのある人が適切にサービスを利用できるように、情報提供体制の充実を図るとともに、施設入所者や長期入院者の地域生活への移行を見据えて、多様な事業所の確保に努めます。

また、知的障がいのある人や、精神障がいのある人の障がい特性を十分理解し、対応できるサービス従事者の確保及び支援の質の向上に向け、サービス提供事業者に対して、専門的人材の確保や質的向上を図るため、各種研修会の情報提供や参加の促進などを働きかけるとともに、国の基本計画を踏まえつつ、府や山城北圏域を構成する近隣市町との連携を強化します。

(2) 日中活動系サービス

常時介護を要する障がいのある人を対象とした、主として日中に障がい者支援施設などで行われる、入浴、排せつ、食事の介護や、創作的活動または生産活動の機会の提供などを行う「生活介護」を提供します。

自立した日常生活や社会生活を営むことを目的に、身体機能や生活能力の向上のための有期の訓練などを行う「自立訓練（機能訓練・生活訓練）」を提供します。

職場実習など、就労に必要な知識・能力の向上のための有期の訓練などを行う「就労移行支援」を提供します。

通常の事業所への雇用が困難な障がいのある人を対象に、就労機会の提供及び就労に必要な知識・能力の向上のための訓練などを行う「就労継続支援」を提供します。

主として日中に病院などの施設で行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理下での介護や日常生活上の援助などを行う「療養介護」を提供します。

介護者の病気や家族の休養などのため、障がい者支援施設などへの短期入所による入浴、排せつ、食事の介護などを行う「短期入所（ショートステイ）」を提供します。

■日中活動系サービス見込み

単位：人日・人／月

区 分	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
生活介護	1,811 人日分 (93 人分)	1,870 人日分 (96 人分)	1,928 人日分 (99 人分)
自立訓練（機能訓練）	3 人日分 (1 人分)	3 人日分 (1 人分)	3 人日分 (1 人分)
自立訓練（生活訓練）	190 人日分 (16 人分)	202 人日分 (17 人分)	214 人日分 (18 人分)
就労移行支援	204 人日分 (13 人分)	204 人日分 (13 人分)	204 人日分 (13 人分)
就労継続支援（A型）	210 人日分 (10 人分)	231 人日分 (11 人分)	252 人日分 (12 人分)
就労継続支援（B型）	954 人日分 (58 人分)	1,086 人日分 (66 人分)	1,234 人日分 (75 人分)
療養介護	1 人分	1 人分	1 人分
短期入所	96 人日分 (24 人分)	88 人日分 (22 人分)	88 人日分 (22 人分)

見込量確保のための方策

今後も府や山城北圏域を構成する近隣市町と連携しながら、利用者の状況に応じた適切なサービス提供に努めます。また、今後の新規参入を予定するサービス提供事業者に対しても、サービス利用者の動向やサービス内容などに関する情報提供を行い、参入の促進を図ります。

就労支援サービスについては、特別支援学校やハローワークなどの就労支援機関、企業等との連携のもとに、就労支援策の強化を図り、就労移行支援や就労継続支援（A型）への円滑な移行を促進します。

短期入所については、受け入れ体制の充実に向けて、社会福祉法人など民間事業者へ働きかけ、事業者間の連携を図る中で十分な受け入れ枠の確保に努めます。

（3）居住系サービス

主として夜間に行われる、共同生活を営む住居における相談やその他の日常生活上の援助を行う「共同生活援助（グループホーム）」を提供します。

主として夜間に行われる、共同生活を営む住居における入浴、排せつ、食事の介護などを行う「共同生活介護（ケアホーム）」を提供します。

施設入所者を対象に、主として夜間に行われる、入浴、排せつ、食事の介護などを行う「施設入所支援」を提供します。

■居住系サービス見込み

単位：人／月

区 分	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
共同生活援助（GH）	2 人分	2 人分	2 人分
共同生活介護（CH）	47 人分	51 人分	54 人分
施設入所支援	32 人分	32 人分	32 人分

見込量確保のための方策

共同生活援助（グループホーム）や共同生活介護（ケアホーム）については、住み慣れた地域で暮らし続けたいというニーズがあり、今後も整備が必要となることから、広域での調整と地域の理解を深めるとともに、居住基盤の確保に努めます。

また、施設入所支援については、地域で自立した生活を送ることが困難な人が安心して暮らせるよう、既存施設を中心に必要な入所施設の確保に努めます。

（４）相談支援

障がい福祉サービスを利用するすべての障がいのある人を対象に、支給決定または支給決定の変更前に、サービス等利用計画を作成するとともに、一定の期間ごとにサービス等の利用状況のモニタリングを行う「計画相談支援」を実施します。

障がい者支援施設等に入所している障がいのある人または精神科病院に入院している精神障がいがある人に対し個別の支援計画を作成し、住居の確保や地域生活に移行するための活動に関する相談等や事業所との連絡調整を行う「地域移行支援」を実施します。

居宅において単身で生活する障がいのある人等に対し、個別の支援計画を作成し常時の連絡体制を確保し緊急時の訪問等を行う「地域定着支援」を実施します。

■相談支援見込み

単位：人／月

区 分	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
計画相談支援	42 人分	85 人分	141 人分
地域移行支援	3 人分	7 人分	11 人分
地域定着支援	0 人分	1 人分	2 人分

見込量確保のための方策

計画相談支援については、利用者の意向を尊重し、一人ひとりの状況に応じたサービス支給決定が行われるよう、市民に身近な地域での関係機関のネットワーク構築を図ります。また、法改正により考えられる利用者の増加に対しても適切な相談支援が行われるよう、段階的に相談支援を行うとともに、相談支援事業所等における相談支援担当の職員の資質の向上をめざします。

地域移行支援や地域定着支援については、退院・退所可能な施設入所者、及び退院した人等に対してさまざまなサービス内容の周知などを行い、利用促進を図ります。

2. 地域生活支援事業の見込量

(1) 必須事業

① 相談支援事業

障害者相談支援事業は、障がいのある人等の相談に応じ、必要な情報の提供や助言その他の障がい福祉サービスの利用支援などを行うとともに、虐待の防止や早期発見のための関係機関との連絡調整、権利擁護のために必要な援助を行うことにより、障がいのある人が自立した生活を送れるようにします。

本市では、平成 18 年度には、市内に「障害者生活支援センターふらっと」を開設したほか、平成 19 年度から「障害児（者）地域療育等支援センターういる」においても、事業を実施しています。

また、自立支援法の改正により、地域における相談支援体制の強化を図るため中心となる総合的な相談支援センター（基幹相談支援センター）の設置ができることになりました。

※国の指針により、基幹相談支援センターは必須事業である相談支援事業の枠組み内で記載していますが、同センターの設置は市町村により判断することとなっています。

■相談支援事業見込み

単位：箇所・件／年

	平成 24 年度		平成 25 年度		平成 26 年度	
	実施見込み箇所数	相談件数	実施見込み箇所数	相談件数	実施見込み箇所数	相談件数
障害者相談支援事業	2	2,688	2	2,726	2	2,765
基幹相談支援センター	無		無		有	

見込量確保のための方策

障害者相談支援事業については、引き続き事業内容の周知徹底を図るとともに、サービス提供事業所と連携し、必要な相談支援を実施します。また、障がいのある人等に対する権利擁護や虐待防止に向けた意識をもって、相談支援の充実を図っていきます。

基幹相談支援センターについては、実施に向けた体制等を検討し、相談支援の充実を図ります。

② 成年後見制度利用支援事業

障がい福祉サービスの利用等の視点から、成年後見制度の利用が有効と認められる人に対し、成年後見制度の利用の支援に向け、関係施設などと連携し、普及啓発を行います。

■成年後見制度利用支援事業見込み

単位：箇所・人／年

	平成 24 年度		平成 25 年度		平成 26 年度	
	実施見込み箇所数	利用者数(実人数)	実施見込み箇所数	利用者数(実人数)	実施見込み箇所数	利用者数(実人数)
成年後見制度利用支援事業	1	1	1	1	1	1

見込量確保のための方策

平成 24 年度からは国において必須事業となることから、成年後見制度のさらなる利用促進に向けて、障がいのある人の権利を守り、地域で安心して生活できるように、障がい福祉サービス事業所やサービス提供事業者等の関係者へ本事業の周知を行います。

③ コミュニケーション支援事業

聴覚障がいのある人及び聴覚障がいのある人とのコミュニケーションを図る必要がある人などに、手話通訳者・要約筆記者を派遣することにより、社会生活におけるコミュニケーションの円滑化を図り、聴覚障がいのある人の自立と社会参加の促進を図ります。

■手話通訳者派遣事業及び要約筆記者派遣事業見込み

単位：人・回／年

		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
手話通訳	利用者(実人数)	32	32	32
	延べ派遣回数	630	636	642
	延べ派遣人数	680	686	692
要約筆記者	延べ派遣回数	54	60	66
	延べ派遣人数	90	96	102

※手話通訳を利用した聴覚障がいのある人は、市外在住者も含む

※延べ派遣回数は、1回あたり複数人派遣した場合でも1回とする

見込量確保のための方策

・手話通訳者派遣事業

手話奉仕員養成事業を実施し、府が実施している手話通訳者養成事業への参加を促すことによって、登録手話通訳者の育成に努め、人数の確保ならびに質の向上に取り組みます。

・要約筆記者派遣事業

利用者の幅広いニーズに対応できるよう、養成講座の開催や府ならびに近隣市町との連携などにより要約筆記者の確保を図ります。また、広報などにより事業内容の周知を図り、事業の利用を促進します。

④ 日常生活用具給付等事業

日常生活用具給付等事業は、重度障がいのある人等に対し、日常生活用具を給付することにより、日常生活の便宜を図ります。

■日常生活用具給付等事業見込み

単位：件／年

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
介護訓練支援用具	12	12	13
自立生活支援用具	20	23	26
在宅療養等支援用具	15	15	15
情報・意思疎通支援用具	12	15	15
排せつ管理支援用具	530	530	530
住宅改修費	2	2	2

見込量確保のための方策

日常生活用具給付等事業の実施にあたっては、給付対象用具の範囲等について、利用者のニーズ等を踏まえ、山城北圏域を構成する近隣市町と連携し、事業を展開します。

また、当事者団体との連携を図り、日常生活用具に関する情報提供を行い、より多くの人々がサービスを利用できるように努めます。

⑤ 移動支援事業

障がいがある人がその能力及び適正に応じ、自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、屋外での移動が困難な障がいがある人について、外出のための支援を行うことにより、地域における自立生活及び社会参加を促進します。

■移動支援事業見込み

単位：箇所・人・時間／年

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
実施見込み箇所数	42	44	46
利用者数（実人数）	213	259	311
利用時間	23,646	26,578	29,873

見込量確保のための方策

障がいのある人の自己決定を尊重し、利用者本位のサービス提供を推進するためにも、また利用人数、利用量ともに増加することが見込まれることから、多様なサービス提供事業者の確保を図ります。また、実施にあたっては情報提供の充実に努め、利用者の多様なニーズに対応できるよう、より一層サービス提供体制の充実に努めます。

⑥ 地域活動支援センター事業

在宅の障がいのある人に対し、創作活動の機会の提供、機能訓練及び社会適応訓練等のサービスを実施することにより、障がいのある人の社会参加及び地域生活支援の促進を図ります。

■地域活動支援センター事業見込み

単位：箇所・人・時間／年

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
実施見込み箇所数	2	2	2
利用者数（実人数）	34	36	37
利用時間	5,520	5,540	5,560

見込量確保のための方策

地域活動支援センター事業については、平成 21 年 4 月に新たに 1 箇所整備されたことから、今後も障がいのある人に創作活動または生産活動の機会の充実に努めます。

（2）任意事業

① 日中一時支援事業

障がいのある人の日中における活動の場を確保し、障がいのある人の家族の就労支援及び障がいのある人を日常的に介護している家族の一時的な休息を目的として事業を実施します。

■日中一時支援事業見込み

単位：箇所・人・日／年

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
実施見込み箇所数	14	15	16
利用者数（実人数）	47	52	58
利用日数	2,570	3,001	3,506

見込量確保のための方策

介護者の休息を目的として事業展開を行う中で、サービス内容の情報を提供していきます。また、増加する利用ニーズに対応するため、今後とも条件整備されたサービス提供事業者の確保に努め、事業の充実に努めます。

② 訪問入浴サービス事業

身体障がいのある人の生活を支援するため、訪問により居宅において入浴サービスを提供することにより、身体障がいのある人の身体の清潔の保持や心身機能の維持を図ります。

■訪問入浴サービス事業見込み

単位：箇所・人・回／年

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
実施見込み箇所数	2	2	2
利用者数（実人数）	6	7	8
利用回数	600	700	800

見込量確保のための方策

今後も利用者に対して、継続して事業の推進を図ることができるよう、サービス内容に関する情報提供等を実施します。また、利用ニーズの高まりに対応して事業所の確保に努めるとともに、利用者に対するサービスの向上を図ります。

③ その他の任意事業

1) 手話奉仕員養成事業

簡単な手話を理解し、自己紹介ができる程度の会話の習得をめざす事業（入門）と聴覚障がいのある人の暮らしについての理解と認識を深め、地域の聴覚障がいのある人と手話で日常会話ができる程度の技術の習得をめざす事業（基礎）を実施することにより、手話奉仕員の養成を行います。

■手話奉仕員養成事業見込み

単位：箇所・人・回／年

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
実施見込み箇所数	1	1	1
受講者数	62	62	62
講座回数	41	41	41

※数値は入門・基礎の合算値

2) 点訳奉仕員養成事業

文字による情報入手が困難な視覚に障がいのある人にとって、唯一の文字である点字を理解し、点訳に携わる奉仕員を養成します。

■点訳奉仕員養成事業見込み

単位：箇所・人・回／年

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
実施見込み箇所数	1	1	1
受講者数	8	8	8
講座回数	10	10	10

3) - 1 生活訓練事業：精神障害者社会復帰集団指導事業（グループワーク）

回復途上にある精神障がいのある人に対し、社会参加の場を提供し、集団活動を通じて自発性及び社会性を養うとともに、対人関係の改善を図り社会復帰を促進します。

■精神障害者社会復帰集団指導事業見込み

単位：箇所・人／年

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
実施見込み箇所数	1	1	1
利用者数（実人数）	8	8	8
延べ利用者数	137	137	137

3) - 2 生活訓練事業：視覚障害者生活訓練事業

地域における在宅の視覚障がいのある人に対し、必要な機能訓練及び社会適応訓練等のサービスを実施し、視覚に障がいのある人の社会参加及び地域生活支援の促進を図ります。

■視覚障害者生活訓練事業見込み

単位：箇所・人／年

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
実施見込み箇所数	1	1	1
利用者数（実人数）	5	5	5
延べ利用者数	25	25	25

見込量確保のための方策

その他の任意事業においても、事業内容等に関する情報を広報誌やホームページ、ビラ等を活用し周知するとともに、受講者や利用者の拡大に努めます。